

岩手県告示第555号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高畑	遠野市宮守町上宮守（別紙図面のとおり。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。
向落合	遠野市宮守町下鱒沢（別紙図面のとおり。）	〃	〃
下村の沢	遠野市宮守町下宮守（別紙図面のとおり。）	土石流	該当なし
中宿の沢	遠野市宮守町上宮守（別紙図面のとおり。）	〃	別紙図面のとおり。
楡ノ木沢	〃	〃	〃
町の沢	〃	〃	〃
戸草の沢	〃	〃	〃
戸草の沢（2）	〃	〃	〃
大上の沢	〃	〃	〃
大上の沢（2）	〃	〃	〃
大高瀬の沢	遠野市宮守町下鱒沢（別紙図面のとおり。）	〃	〃
本宮の沢	〃	〃	〃
本宮の沢（3）	〃	〃	該当なし
迷岡の沢	〃	〃	別紙図面のとおり。
向落合の沢	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び県南広域振興局土木部遠野土木センター並びに遠野市役所に備えておいて縦覧に供する。